



特許出願について拒絶理由通知を受けた際、代理人の弁理士から面接を勧められました。面接について詳しく教えてください。

(和歌山県 K. A)



1. 面接とは

特許出願手続きにおける面接とは、審査官と出願人や代理人等が出願の審査に関わる意思疎通を図るための面談のことです。

2. 面接の時期

審査請求から①特許査定送達、または②前置審査の終了（長官報告）まで面接審査を行うことができ、拒絶理由通知に対する応答期間内に実施するのが一般的です。

拒絶査定不服審判の請求が可能な時期に面接を希望する場合は、前置審査に移管されることが前提であるため、補正案の提示が求められます。

3. 面接の出席者

代理人が出席します。出願人本人や責任ある対応をなし得る知財部員等も同席することができます。

4. 面接を行う場所

通常は、特許庁庁舎内で行います。ただし、出願人側の希望に応じて、特許庁側で用意する出願人の所在地付近の会場で面接を行うことも可能です（出張面接）。

また、インターネット回線を利用したオンライン面接を行うこともできます。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応として、Webアプリケーションを利用した面接が認められており、特許事務所や自宅のパソコンからでも面接に参加できます。

5. 面接の流れ

(1) 面接の要請

通常、代理人が電話、特許庁ウェブサイト等で審査官に連絡し、面接の要請を行います。

(2) 面接の準備

効率的な面接を行うためには、事前に面接を行う趣旨や内容を具体的に審査官に伝えておく必要があります。

また、補正案、意見書案、技術説明資料等があるときは、審査官に連絡を入れたうえで、あらかじめ送付しておくことが好ましいです。発明品の動きや外観を見せて説明したい場合には、動画を記録したDVDや写真を提出することも可能です。

(3) 面接当日

事前に通知した趣旨、内容に沿って

審査官と面接を行います。あらかじめ提出した資料等や、発明品そのものを持参して説明することも可能です。

(4) 面接の終了時

面接終了時、審査官が面接記録を作成します。面接記録は第三者が閲覧可能な記録となりますので、十分に内容を確認する必要があります。

6. 面接の留意点

事前準備をしっかり行い、分かりやすい説明を心がけましょう。また、一方的に主張するのではなく、審査官の意見に耳を傾けることも重要です。

7. 面接のメリット

書面だけでは主張内容を分かりやすく伝えることが難しい場合でも、面接では発明品や資料等を用いて審査官の様子を見ながら説明できるため、発明の内容や主張内容に対する審査官の理解が深まります。

したがって、妥当な特許性の判断がなされる可能性が高くなるというメリットがあります。

重要な案件については、面接の利用をお勧めします。